

守山市都市計画マスタープラン策定業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「守山市都市計画マスタープラン策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本市では、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づく守山市都市計画基本方針（守山市都市計画マスタープラン）（以下「守山市都市計画マスタープラン」という。）を平成 28 年度に策定し、その後の社会情勢の変化等を踏まえ、令和 3 年度から守山市都市計画マスタープランの総点検に取り組み、改めてまちの課題を抽出し、抽出した課題に対する都市計画の手法での解決策を検討するとともに、上位・関連計画等との整合を図りながら、時代の変化に対応した見直しを行い、令和 4 年 10 月に守山市都市計画マスタープランの一部を改訂した。

本業務は、社会情勢の変化等に加えて、これまでの施策等の検討および実施状況を踏まえ、現行の守山市都市計画マスタープランの改訂を行うとともに、今後のまちづくりの基盤となる方針を示すために新たな守山市都市計画マスタープランを策定することを目的とする。

3 履行場所

守山市全域。ただし、地図等の資料の性質によっては、大津湖南都市計画区域を対象とする。

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

5 準拠する法律等

本業務を実施するに当たっては、本仕様書によるほか、次の関係法令、市の計画等に準拠し、適正かつ円滑に実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (3) 都市計画運用指針（第 13 版）
- (4) 守山市第五次総合計画
- (5) 守山市都市計画マスタープラン（令和 4 年 10 月一部改訂）
- (6) 守山市立地適正化計画（令和 2 年 1 月一部改訂）
- (7) その他関係法令等

6 令和 7 年度業務内容

(1) 計画の前提の整理

守山市都市計画マスタープランの検討に必要な事項について、既存の統計資料、調査資料等を基に整理および分析を行う。また、現行の計画に位置付けられた都市づくりの施策を整理し、進捗状況等を検証するために、関係部署へ施策の進捗状況を照会する。関係部署への

照会は、発注者が行い、照会結果の取りまとめおよび分析は、受注者が行う。主な項目は、次のとおりとする。

- ア 計画の位置付け、役割、策定内容等基本事項の整理
- イ 守山市の広域的位置付け、見直しの背景等の整理
- ウ 人口・世帯数、産業、土地利用、交通、緑、災害等の現況調査
- エ これまでの都市づくりの検証
- オ 課題の整理

(2) 全体構想

計画の前提の整理を踏まえて、次の事項に関する本市全体におけるまちづくりの方針を全体構想として整理する。

人口フレームは、守山市が現在策定に向けて取り組んでいる長期ビジョンに係る人口推計を活用する。これに係るデータの提供は、守山市が行う。

- ア まちづくりの理念および都市計画の目標
- イ 人口フレーム
- ウ 将来都市構造
- エ 土地利用の方針
- オ 自然環境との共生の方針
- カ 交通ネットワークの整備の方針

(3) まちづくりアンケート調査

都市づくりに対する住民の意識、満足度およびニーズを把握し、計画に反映させるため市民アンケート調査を実施し、集計および分析する。

アンケートは、発注者が無作為抽出した守山市内に住民登録がある市民2,000人を対象に実施する。受注者は、アンケートの調査票案を作成し、各項目の設定理由について発注者に説明を行い、発注者の承認を得る。回収数は、700を想定している。

アンケート調査に係る調査票および封筒の印刷、封入、封緘、宛名ラベルの貼付け、調査票の送付および回収は、受注者の負担により行う。

(4) 会議運営支援

守山市都市計画マスタープラン策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）および庁内会議の開催に当たり、資料の作成および議事録要旨の取りまとめを行う。開催の回数は、検討委員会について3回とし、庁内会議について3回とする。

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間および令和7年度成果品納品時の3回とする。ただし、定期的な打合せで完了しない場合は、発注者の指示により招集できるものとし、受注者は、打合せの内容について記録を作成し、発注者に報告すること。

(6) 成果品の作成

成果品は、次のとおりとする。

- ア 令和7年度業務報告書 1部
- イ アの電子データ 1式

7 令和8年度業務内容

(1) 全体構想

計画の前提の整理を踏まえて、次の事項に関する本市全体におけるまちづくりの方針を全体構想として整理する。

- ア 公園緑地および緑化の方針
- イ 上下水道、河川および処理施設の方針
- ウ 景観形成の方針
- エ 防災まちづくりの方針

(2) 地域別構想

地域ごとにまちづくりの将来像およびまちづくりの方針を定め、地域別構想を整理する。地域区分は、現行の計画の区分を踏襲することを想定しているが、必要に応じて地域区分の見直しを検討する。

(3) 市民と協働のまちづくり

市民と協働のまちづくりの推進方策について見直しを行う。主な項目は、次のとおりとする。

- ア 市民と行政の協働のまちづくりの推進
- イ 市民主体のまちづくりの推進
- ウ 効率的なまちづくりの推進
- エ 活動内容

(4) まちづくりの具現化方策

まちづくりの具現化方策は、「全体構想」および「地域別構想」を実現するための具体的取組を示すものとする。主な項目は、次のとおりとする。

- ア 現状と課題の整理
- イ 検討の方向性の立案

(5) 会議運営支援

検討委員会および庁内会議の開催に当たり、資料の作成および議事録要旨の取りまとめを行う。開催の回数は、検討委員会について3回とし、庁内会議について3回とする。

(6) パブリックコメント支援

守山市都市計画マスタープラン（案）に関して守山市が実施するパブリックコメントに必要な資料および動画の作成を行うとともに、提出された意見への対応方針の検討支援を行う。

(7) 計画書本編印刷原稿の作成

検討した内容を整理し、守山市都市計画マスタープラン計画書の印刷原稿を作成する。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間および令和8年度成果品納品時の3回とする。ただし、定期的な打合せで完了しない場合は、発注者の指示により招集できるものとし、受注者は、打合せの内容について記録を作成し、発注者に報告すること。

(9) 成果品の作成

成果品は、次のとおりとする。

- ア 令和8年度業務報告書 1部
- イ 守山市都市計画マスタープラン計画書（本編および概要版） 1部

ウ アおよびイの電子データ 1式

8 技術者の配置

本業務を遂行するに当たり、主任技術者または担当技術者は、都市計画分野において業務（都市計画マスタープランの策定または改訂に関する業務）の実績を有していること。

管理技術者および照査技術者として、技術士（建設部門・都市及び地方計画）を配置できること。